

# 議会運営委員会会議録

平成30年2月15日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:39

## 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

## 【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 予算特別委員会の設置について
  - (1) 設置の有無
  - (2) 名 称：平成30年度一般会計予算特別委員会
  - (3) 定 数：11人
  - (4) 人選届出期限：2月20日(火)
  - (5) 設置時期：2月22日(木) 定例会初日
- 5 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
  - (1) 一般質問通告締切日 2月16日(金) 午後5時
  - (2) 代表質問通告締切日 2月16日(金) 午後5時
  - (3) 議案に対する質疑通告締切日 2月23日(金) 午後5時
  - (4) 意見書案・請願提出締切日 2月23日(金) 午後5時
- 6 陳情の取り扱いについて
- 7 子連れの傍聴者等への配慮について
- 8 会議開催時における資料のホームページ掲載について
- 9 その他
  - (1) Side Bookのフォルダ説明について
  - (2) 次回委員会開催予定 2月22日(木) 定例会初日 午前9時30分から

---

## ○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成30年第1回定例会の提出議案について執行部に説明を求めます。

## ○総務課長

予算関係の議案から説明いたします。議案番号が前後いたしますが、「議案第39号 専決処分の承認(平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第6号))」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

平成29年度補正予算資料、補正予算資料2冊ございまして、2月9日専決と記載している分をお願いいたします。補正予算資料、2月9日専決分でございます。

3ページをお願いいたします。この専決処分につきましては、表の下に記載してありますとおり、ふるさと応援寄附金にかかる決算見込み額の急増に伴う関連経費を補正するものでございます。

補正額は、一般会計で9424万7千円を追加するものでございます。内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、「議案第1号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」及び「議案第2号 平成29年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第3号）」につきましては、「平成29年度 補正予算資料」で説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載していますように、国の補正予算第1号の関連事業にかかる経費と今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

一般会計は、予算総額から3917万4千円を減額して、補正後の予算総額を635億798万5千円にしようとするものでございます。企業会計では、市立病院事業会計で79万5千円を追加いたしております。合計で3837万9千円を減額するものでございます。4ページ以降に補正予算の概要等について、記載しています。

続きまして、「議案第3号 平成30年度飯塚市一般会計予算」から「議案第18号 平成30年度飯塚市立病院事業会計予算」までの企業会計を含む平成30年度予算関連議案について、一括してご説明いたします。「平成30年度当初予算資料」をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。前年度との比較でございますが、平成29年度が骨格予算でありましたことから、平成29年度の欄は当初予算額と6月補正予算額の合計額を表示しております。

予算額につきましては、一般会計で607億9700万円を計上いたしております。前年度比で24億2841万2千円、率にして3.8%の減となっており、重要施策として「交流センター整備事業」、「浸水対策事業」及び「学校設備整備事業」ほか、各施策実施に係る経費を計上するものでございます。特別会計では、各会計の設置目的に沿った事務事業を実施するため、11の会計で476億5763万2千円を計上いたしております。企業会計では、上下水道の維持管理・建設改良事業、市立病院の運営事業に係る経費等、4つの会計で88億4887万7千円を計上いたしております。

4ページをお願いいたします。今回計上いたしております予算の主なものについて、その概要を費目毎にまとめ、予算書のページに記載いたしております。資料の右側には、今年度と前年度との予算額を記載し比較をいたしております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

43ページ以降には、歳入歳出などの前年度との比較資料、市債および基金の状況表等を添付いたしております。以上で、予算関連議案の説明を終わります。

次に、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。資料の「議案概要」をお願いいたします。

「議案第19号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、新地方卸売市場の建設設計者に関して調査審議させるため、「飯塚市新地方卸売市場建設設計者選定委員会」を設置し、所期の目的を達成した「飯塚市地方卸売市場等施設整備検討委員会」を廃止するものでございます。

「議案第20号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、新体育館等の建設設計者に関して調査審議させるため、「飯塚市新体育館等建設設計者選定委員会」を設置し、所期の目的を達成した「飯塚市体育館等施設整備検討委員会」を廃止するものでございます。

「議案第21号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、健康づくりや食育推進のための計画の策定に関して調査審議させるため、「飯塚市食育推進協議会」を「飯塚市健康づくり・食育推進協議会」とするものでございます。

「議案第22号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」につきましては、組織の再編に伴い、職員定数に係る関係規定を整備するものでございます。

「議案第23号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法施行規則の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第24号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険事業費納付金制度新設による規定の改正を行うとともに、国民健康保険税の税率を改定するものでございます。

2 ページをお願いいたします。「議案第 25 号 飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例等の一部を改正する条例」につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するとともに、福岡県国民健康保険運営方針に基づき、葬祭費の支給額を改定するものでございます。

「議案第 26 号 飯塚市文化振興基本条例等の一部を改正する条例」につきましては、文化行政に係る規定のうち、教育委員会に権限があるものについて、「市長」を「教育委員会」に改めるため、関係規定を整備するものでございます。

「議案第 27 号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」につきましては、街なか子育てひろばを平成 30 年 4 月 1 日より日曜日及び祝日に開所するため、改正するものでございます。

「議案第 28 号 飯塚市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、部落差別の解消の推進に関する法律及びその他の差別の解消を目的とした法令が施行される中、本市においても法の理念にのっとり、部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進するため条例の一部を改正するものでございます。

3 ページをお願いいたします。「議案第 29 号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、第 7 期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に伴い、平成 30 年度から 3 年間の第 1 号被保険者の介護保険料を定めるものでございます。

「議案第 30 号 飯塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例」につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の規定により、介護保険法及び関係政省令が改正され、平成 30 年 4 月 1 日より、指定居宅介護支援事業者の指定等にかかる権限が都道府県から市町村に移行することになったことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第 31 号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」につきましては、筑穂支所庁舎 5 階の一部を飯塚市筑穂ふれあい交流センターのホールとして追加し、住民のふれあいと交流の場として利活用するため、関係規定を整備するものでございます。

「議案第 32 号 飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例」につきましては、都市公園法施行令の改正に伴い、都市公園における運動施設の面積の割合を条例で定めるものでございます。

「議案第 33 号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の扶養手当の支給額の改正に併せた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定められている扶養親族加算額及び加算対象区分の改正に伴い、補償基礎額の加算額を改定するものでございます。

4 ページをお願いいたします。「議案第 34 号 嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の締結」及び「議案第 35 号 桂川町との間における定住自立圏形成協定の締結」につきましては、それぞれの自治体と定住自立圏形成協定を締結することにあたって、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

「議案第 36 号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」につきましては、豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更を行うものでございます。

議案第 37 号と第 38 号の「市道路線の廃止、認定」につきましては、路線の見直し、開発帰属及び都市計画道路新設に伴い 1 路線を廃止し、6 路線を認定するものでございます。

議案第 40 号から次のページの第 54 号までの 15 件の人事議案につきましては、任期満了に伴います「教育委員会委員」1 名の任命について、「固定資産評価審査委員会委員」9 名及び「監査委員」1 名の選任について議会の同意を、また、「人権擁護委員」4 名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

報告第 1 号から第 4 号までの 4 件の報告でございしますが、「平成 29 年度 飯塚市土地開発公社予算の補正」及び「交通事故及び車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲

内をお願いいたします。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について説明をいたします。議案付託一覧表(案)をお願いします。

議案第1号、22号、23号、33号から36号までの4件、以上7件については総務委員会に、議案第5号、14号、26号、27号、29号、30号、以上6件については福祉文教委員会に、議案第4号、6号、13号、21号、24号、25号、28号、31号、39号、以上9件については協働環境委員会に、議案第2号、7号から12号までの6件、15号から18号までの4件、32号、37号、38号、以上14件は経済建設委員会に、議案第3号は後ほど審議いただきます予算特別委員会に、議案第19号及び20号は経済・体育施設に関する調査特別委員会にそれぞれ付託していただいております。

なお、議案第39号は一般会計補正予算の専決議案でございますが、補正の内容が1委員会のみ在所管となっておりますので、申合せに基づき、協働環境委員会への付託としております。

次に、人事議案であります議案第40号から54号までの15件は、最終日に上程し、提案理由説明の後、委員会付託省略を諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項4件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。以上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

議案番号順の提案じゃなかったもので、抜けがないか、今こう見てるけど、ちょっと時間がかかるんですね。順番どおり提案できませんかね、議案番号順で。そうすると抜けがないということがわかるんだけど。

○委員長

事務局をお願いいたします。今、川上委員から議案番号順で言ってくださいということですから、議案番号順に付託委員会を言っただけですか。よろしくをお願いします。

○議会事務局次長

それでは、議案番号順に報告をいたしたいと思っております。

議案第1号は総務委員会に付託をいたします。それから議案第2号につきましては経済建設委員会に付託をいたします。議案第3号は予算特別委員会に付託いたします。議案第4号は協働環境委員会に付託いたします。議案第5号は福祉文教委員会へ付託いたします。議案第6号、協働環境委員会、議案第7号、経済建設委員会、議案第8号、経済建設委員会、9号、10号、11号、12号、経済建設委員会、13号、協働環境委員会、14号、福祉文教委員会、15号、16号、17号、18号、経済建設委員会、19号、20号、経済・体育施設に関する調査特別委員会、21号、協働環境委員会、22号、23号、総務委員会、24号、協働環境委員会、25号、協働環境委員会、26号、27号、福祉文教委員会、28号、協働環境委員会、29号、30号、福祉文教委員会、31号、協働環境委員会、32号、経済建設委員会、33号、総務委員会、それから34号、35号、36号、総務委員会、37号、38号、経済建設委員会、39号、協働環境委員会となっております。以上です。

○川上委員

議案第28号を協働環境委員会に付託しようという提案はどういう理由ですか。

○議会事務局次長

これは人権同和政策課が所管をしておりますが、人権同和政策課は協働環境委員会の所管でございますので、協働環境委員会に付託をするものでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか

( な し )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 17

再 開 10 : 18

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定についてご説明をいたします。「平成30年第1回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。

会期につきましては、2月22日から3月20日までの27日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程(案)に記載のとおりと考えております。

このうち、初日の7番目、「議案に対する質疑、委員会付託」において、後ほどご審議いただきます予算特別委員会が設置されました場合には、3月13日、14日、15日の3日間を予算特別委員会の開催日として予定をしております。

なお、2月22日の本会議開会に先立ちまして、本年1月9日付人事異動に伴います部次長以上の職員紹介を受けていただいております。

また、勝田議員より、親族葬儀に対する謝辞を述べたいのと申し出がっておりますので、職員紹介終了後に受けていただいております。以上、ご審議方よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「特別委員会の設置」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「議案第3号 平成30年度飯塚市一般会計予算」につきましては、申し合わせにより、特別委員会を設置して付託することとされておりますので、特別委員会を設置していただいております。

なお、案件に記載しておりますとおり、特別委員会の名称は「平成30年度一般会計予算特別委員会」、委員定数は「11人」としていただいております。ご審議方よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議案第3号 平成30年度飯塚市一般会計予算」について、事務局説明のとおり特別委員会を設置し、審査することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「平成30年度一般会計予算特別委員会」とし、委員定数は11人とする事にご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「委員の人員割り振り等」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

委員の人員割りににつきましては、「平成30年度一般会計予算特別委員会人員割表」をご覧ください。

委員定数は先ほど申しました「11人」ということでございます。各会派の人員から2.5名につき1名の割合で選出をしていただきたいと思いますと考えております。正副議長及び監査委員につ

きましては、会派人員数には算入しますが、選出の対象とはなりません。不足する委員数につきましては、白抜きの三角印で示しております端数がある各会派間で協議の上、3名を選出していただいております。

なお、議員が現在1名欠員をしております。三角5つで1人選出という形では3名中、2名しか確定となりません。欠員がある間の措置といたしまして、残りの1名については、2名確定の後に、残りの三角を保有されている会派等の中で、議長において調整していただいております。

各会派からの選出委員の届け出期限につきましては、2月20日、火曜日、午後5時までといただき、特別委員会の設置につきましては2月22日、木曜日開催の本会議初日におきまして、議案の質疑、委員会付託に際して、議長発議により設置していただいております。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「委員の人員割り振り」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「人選の届け出期限」は、2月20日、火曜日、午後5時までとし、「特別委員会の設置時期」については、2月22日、木曜日、本会議初日での議案の委員会付託のときとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、代表質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

#### ○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問、代表質問の通告締め切りにつきましては、明日、2月16日、金曜日の午後5時までとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、代表質問における質問時間につきましては、申し合わせにより、会派の構成人数に15分を乗じて得られた時間以内となっておりますので、留意されますようお願いいたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、2月23日、金曜日、午後5時まで提出していただきますようお願いいたします。

なお、「議案第3号 平成30年度飯塚市一般会計予算」に対する質疑通告につきましては、日程の関係上、行いませんので、ご了承願います。以上です。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「一般質問、代表質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取り扱いについて」事務局に説明させます。

#### ○議会事務局次長

昨日までに提出されました陳情が2件ございます。

陳情第52号及び53号につきましては、その写しをSide Booksの本定例会のフォルダに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

#### ○委員長

今、表題だけでも言っていただいけませんか。Side Booksというよりも、見てほしいというのも簡単ですが、口頭で何と何の陳情が出てますと言っていただいたほうがよろしいかと思っております。

#### ○議会事務局次長

陳情第52号につきましては、障害者の生活の整備についての意見書採択のお願いという陳情でございます。

それから、陳情第53号につきましては、国民健康保険の県単位化に伴って保険料引き上げの負担増を行わず、社会保障制度として機能の充実を求める陳情となっております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「陳情の取り扱いについて」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「子連れの傍聴者等への配慮」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

12月定例会の本委員会におきまして、子連れの傍聴者等への配慮について、他市議会の状況を調査するよう指示がございましたので、事務局において調査を行いました。その結果をご報告いたします。「子連れの傍聴者等への配慮について」の資料をご覧いただきたいと思っております。

まず、来庁して議会を傍聴することできないといった方への配慮といたしましては、旧来の会議録の配備に加えまして、インターネットを通じて会議録の公開及び会議の生中継、録画中継がございました。

全国の市議会の状況としましては、(1)の表にありますとおり、本会議の会議録公開やインターネット中継を行っている議会は多くなっております。委員会会議録の公開は約4割、委員会のインターネット中継は約1割と、整備が進んでいない状況でございます。

次に、子ども連れで傍聴にいられた場合の配慮といたしましては、傍聴者の年齢を制限しないこと、これは子ども連れで傍聴ができるということでございますが、傍聴者の年齢を制限しないことや託児制度の実施、親子傍聴室の設置等が考えられます。

本市と議会棟の設備が同規模と考えられます議員定数26人から30人の市・区議会を抽出して調査をいたしました。(2)にありますとおり、本市を含めました全国139市・区議会において、年齢制限なし、傍聴規則に年齢制限を設けていないところが半数弱、託児制度の実施が5.8%、親子傍聴室の設置は2.9%ということでした。なお、託児制度の実施と親子傍聴室の設置を重複しているところはありませんでした。

次ページをお願いいたします。託児制度の実施状況につきましては、インターネットによる調査等により、先ほどの8議会を含め、全国で19市・区議会において実施していることが確認できましたので、この19市・区議会に制度の概要や利用実績等について調査を行っております。託児中の保育者、利用申請期限、託児対象の会議につきましてはご覧のとおりとなっております。

次のページをお願いいたします。年間利用延べ人数ですが、一部を除いて利用状況は少なく、特に委員会については、ほとんど利用がない状況でした。

次のページをお願いします。年間利用日数になりますが、先ほどと同様の状況となっております。

次のページをお願いします。実施上の課題といたしましては、周知しているにもかかわらず、利用は伸び悩んでいるという意見が多くございました。

以上の調査結果から見まして、本市議会は全国でもまだ導入率の低い委員会のインターネット中継の実施や親子傍聴室の設置等、子育て世代に対する配慮としては、幾分進んでいるものと考えております。親子傍聴室であれば、託児利用のような事前申請の必要もなく傍聴が可能ですので、事務局としましては、まずは親子傍聴室について積極的に情報発信を行い、本市では、お子様連れでも気軽に安心して傍聴していただける設備があることをアピールしたいと考えております。また、利用していただく中でご意見を伺いながら、次のニーズを探っていくてはどうかと考えております。

あわせて、託児制度を実施している市・区議会に対しまして、議員がその託児制度を利用可能か確認しましたところ、4議会においては利用可としているが、利用実績はないという回答を得ております。

本市におきましては、一般の事業として、保育所の一時預かりやファミリー・サポート・セ

ンター等の事業も活用できますし、議員の託児費用を市が負担すべきかどうかといったことも検討が必要となります。当面は他市議会の事例について情報収集を行いながら、今後、研究してまいりたいと考えております。

なお、熊本市議会でありましたような、議員が乳児を連れて議会の会議に参加することにつきましては、会議規則等の改正が必要となりますが、こちらにつきましても、必要に応じて議員の皆様で協議いただければ、実施も可能だということは考えております。以上でございます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件については、事務局説明のとおり、引き続き研究していくということでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

ご異議もないようですので、そのように決定いたしました。

次に、「会議開催時における資料のホームページ掲載」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「会議開催時における資料のホームページ掲載」につきましては、前回、12月定例会の本委員会におきまして、執行部と調整して早急に進めると回答しておりましたものですが、本日から実施をいたしておりますので、その内容についてご説明いたします。

「会議開催時における資料のホームページ公開について」をご覧ください。

まず、本会議にかかる議案等の掲載について、掲載対象資料は人事議案を除く市長提出議案、議員提出議案、請願、付議事件一覧表、審議結果一覧表等としております。

掲載箇所といたしましては、市議会のホームページに、定例会または臨時会ごとのページを新規に作成いたします。

掲載開始時期につきましては、議案書については、議案説明が行われる議会運営委員会開催日、請願は提出される本会議開催日のそれぞれ午前10時としております。

資料の掲載期間ですが、ホームページのサーバー容量の関係もございまして、他の掲載資料と同様に、掲載した日から2年といたしております。

その他でございます。一般に公開する議会資料は個人情報が見えないように処理しておりますので、同様に扱うこととしております。

人事議案につきましては、記載内容のほとんどが個人情報ですので、議案そのものは掲載せず、議案が提出された時点で、付議事件一覧表に氏名のみ掲載することといたしたいと思っております。

次に、委員会の資料掲載につきましては、議案補足資料、特別付託事件の資料及び委員会報告事項の資料といたします。

掲載箇所は、会議録を掲載しているページに掲載することとし、この際、別に掲載しております録画中継の映像も、このページからリンクするように変更いたします。

掲載開始時期につきましては、本会議と同様に委員会開催当日の午前10時としますが、たとえば議会運営委員会につきましては、開始時間を午前9時とすることもございます。こういった場合は時間を早め、開始時間にあわせて掲載をしたいと考えております。

その他、掲載期間や個人情報の取り扱いにつきましては、議案書と同様としております。

最後に例外といたしまして、資料の準備が間に合わない場合や、会議中に提出された資料につきましては、公開の準備が整った段階で公開をするものとしております。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

ただいま議会運営委員会のウェブサイト、ページを見てるんですけど、関係予算案及び条例改正案については見えないんですけども、これはアップするようになってるんですか。

○議会事務局次長

今ホームページをご覧くださいということですが、議会運営委員会のほうに、議会等の資料はページからご覧いただけますということでリンクをはって、それから飛ぶような措置をしております。今、リンクがあると思いますが、それを押していただければ議案の方に飛ぶと――



○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

資料の公開について配慮ありがとうございます。

1点ちょっと確認なんですけど、掲載場所の部分なんですけど、録画中継とかの部分に関しては、その録画中継のページを見に行ったそこにも、映像と資料というふうな形でわかるようになってるという理解でよろしいですか。

○議会事務局次長

今、議員が言われた反対、逆にはなっていない。今言われたほうのリンクは今はるようにはしておりません。そちらのほうは今言われたとおり、確かに、行き来しなくて済みますので、それについては再度検討して対応したいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件につきましては、まずは事務局提案のとおり実施いたしまして、その中でご意見やご要望がありましたら見直しを行っていくという取り扱いでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

ご異議もないようですので、そのように決定いたしました。

次に、その他ですが、「S i d e B o o k s のフォルダ説明」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「S i d e B o o k s のフォルダ説明」についてご説明をいたします。

タブレット端末の導入以降、会議に使用する資料につきましては、開会前に事務局がS i d e B o o k s における掲載場所を口頭で説明をしておりました。

今後につきましては、本会議につきましては、各議席にフォルダの場所を記載したカードをお配りして対応したいと考えております。

委員会につきましては、本日も記載しておりますように、配付いたします案件の一番下に掲載場所を表示して、説明については省略させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件についてはご了承願います。

次に、次回の委員会は2月22日、木曜日の定例会初日、本会議開会前、午前9時半から開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

本日の審査は、全て終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。